県南広域振興局長告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年9月9日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 江刺室根線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
ー関市大東町大原字七切424番1地先から字七切		A m	m
421番1地先まで	新	19.4~11.8	60. 2
一関市大東町大原字町裏16番1地先から134番地	材	В	
先まで		48.5~24.6	462. 4
ー関市大東町大原字一六20番3地先から字七切		A	
421番1地先まで	· IE	19.4~6.6	268. 5
一関市大東町大原字稗ノ沢25番7地先から字町裏		В	
134番地先まで		48. 5∼13. 0	1, 120. 0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成28年9月9日から同年10月11日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 折壁大原線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市大東町大原字下一ノ通50番1地先から19番	新	B m	m
1 地先まで	利	58. 2~9. 0	165. 3
一関市大東町大原字下一ノ通50番1地先から字八		A	
幡舘43番19地先まで		58.2~7.0	347. 0
	In	В	
	旧	58. 2~9. 0	348. 0
ー関市大東町大原字七切422番2地先から字上ー		С	
ノ通47番1地先まで		62.0~13.6	1, 167. 5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成28年9月9日から同年10月11日まで
- 3(1) 道路の種類 一般国道
 - (2) 路線名 343号
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
ー関市大東町大原字上一ノ通47番1地先から字稗	新	B m	m
ノ沢25番7地先まで		58.8~12.9	2, 302. 5

		A	
	旧	55. 6∼7. 0	2, 538. 6
		В	
		58.8∼12.8	2, 302. 5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
 - イ 期間 平成28年9月9日から同年10月11日まで